

2026 年度東京外国語大学 国際教育支援基金による 学部・大学院留学生奨学生募集要項

1. 趣旨

本学に在学する私費外国人留学生で、奨学金を受給しておらず、人物及び学業成績等が優れている私費外国人留学生に対し、学資の援助として奨学金を支給する。

2. 募集人数

学 部 生	若干名
大学院生	若干名

3. 応募資格

学業成績が優秀な私費外国人留学生（学部生または大学院生）を対象とし、下記に該当する者。

- （１）学部又は大学院前期・後期課程に在籍している者
（但し、2026 年度休学者を除く）
- （２）経済的に困窮している者
- （３）在留資格が「留学」の者
- （４）他の奨学金（月額 30,000 円以上）を受給していない者

4. 奨学金額

学部生・大学院生共に、月額 30,000 円

5. 支給期間

2026 年 10 月から 2027 年 3 月までの 6 ヶ月間

※12 月に 10 月～12 月分を支給 その後各月毎に支給します。

6. 申請方法

申請を希望する者は、以下の書類を留学生課へ提出すること。

- ① 奨学金受給申請書、奨学金申請書（様式 1、様式 1－2）
- ② 成績証明書（新入生で申請時に成績が出ていない者は不要）
- ③ 学生証のコピー
- ④ 在留カードのコピー（両面）
- ⑤ ~~銀行振込依頼書~~ ※採用決定者には後日ご提出いただきます

※必要と認める場合には、その他必要書類を提出してもらうこともある。

7. 提出期限

2026 年 11 月 17 日（火） 16:30（期日厳守）

8. 受給者の決定及び周知方法等

（１）申請のあった者について、留学部会で選考の上、受給者を決定。受給者にはメールで通知する。

（２）受給者として決定した者は、メール通知の指示に従い、所定の手続きを行うものとする。

9. 奨学金の支給

奨学金は、受給者の申請に基づき、手続きを経て支給する。支給は毎月、銀行振込で行う。

10. 受給者決定の取消

受給者が次のいずれかに該当すると認められた場合は、受給者の決定を取り消すことがある。

- （１）申請内容に偽りがあったとき
- （２）本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をしたとき

11. 奨学金の返納

受給者としての決定が取消された者に対し、既に支給した奨学金の全額または一部を返納させることがある。